

沼 市 子 号 外
令和 5 年 3 月 8 日

保護者の皆様へ

沼津市子育て支援課
課長 朝倉 美晴

今後の新型コロナウイルス対策にかかる対応について

日頃より、本市の保育行政に対して、多大なる御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
さて、皆様にご協力いただいております新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかる今後の対応につきまして、下記のとおりお知らせさせていただきます。
何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 登園自粛に伴う保育料の減免について

感染や濃厚接触者指定等による欠席について、保育料等を日割り還付させていただいておりましたが、国からの通知に基づき、令和 5 年 3 月 31 日までの欠席分をもって、**減免措置を終了**いたします。
※令和 5 年 1 月から 3 月分の登園自粛にかかる還付請求書の提出につきましては、令和 5 年 4 月に改めてご案内いたします。

2 登園自粛に伴う休業補償制度について

国が実施している「小学校休業等対応助成金（登園自粛、休園等に伴う欠勤に対する補償制度）」については、令和 5 年 3 月 31 日までの分をもって**終了**となります。
制度について、詳しくは厚生労働省 HP（右記）をご確認ください。



3 本人及び家族が感染した場合もしくは園で感染者が出た場合の濃厚接触者の登園自粛について

【令和 5 年 5 月 7 日まで】

本人が陽性・・・原則 7 日の自宅待機

家族が陽性等（本人が濃厚接触者となった場合）・・・最終接触日を 0 日として 5 日間の自宅待機
園から濃厚接触者に特定された場合・・・最終接触日を 0 日として 5 日間の自宅待機

※現行と変わりありません。

【令和 5 年 5 月 8 日以降】

本人が陽性・・・原則 7 日の自宅待機

※濃厚接触者の特定、自宅待機要請については行いません。

※陽性者の自宅待機期間の日数については、今後変更があれば改めてお知らせします。

濃厚接触者の特定や登園自粛要請について、1、2の減免や制度が3月末で終了することを踏まえ、要請を行わない運用に4月から改定してよいか県東部保健所と協議いたしましたが、5月7日までの間については感染拡大防止の観点より現行の取り扱いを変えないようにとの話がございました。今しばらくご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

4 マスクの着用について

【令和5年3月13日から5月7日】

個人の判断によるものとします。ただし、3歳以上の児童については、屋内活動でのマスク着用など、可能な範囲で各園の方針にご協力願います。

※各ご家庭の方針が優先されるため、着用を強制するものではありません。

【令和5年5月8日以降】

個人の判断によるものとします。

未就学児については従前より一律に着用を求めない取り扱いとなっており、さらに令和5年3月13日以降は「個人の判断による」とされております。ただし、新型コロナウイルスの類型改定（2類→5類）までの間について、保育所等においては園内で感染者が出た場合に濃厚接触者の特定や自宅待機要請を行う運用が引き続き必要となります。よって感染リスク、自宅待機要請が行われるリスクを考慮し、屋内活動時などの着用について協力依頼がある場合については、当面の間、可能な範囲でご協力願います。

5 その他

市立幼稚園及び小・中・高等学校においては、市教育委員会より、3月末までは卒業式を除いて現行の運用とする旨通知されており、4月以降については後日改めての通知が予定されております。特にマスクの着用について、学校では4月から見直しが行われる可能性もございます。きょうだい児がいらっしゃる場合、保育所等とは取り扱いが異なる場合もございますので、ご承知おきください。

今後、4月以降の運用について変更が生じる場合については改めてお知らせいたします。

沼津市子育て支援課
電話 9 3 4 - 4 8 2 6